破産申立に必要な書類

自己破産の申立てにあたり、ご本人にご準備いただく書類です。

① 委任状

当事務所で書式をご用意します。ご署名ご捺印をお願いします。

② 住民票

世帯全員の記載あり・筆頭者の記載あり・本籍地の記載あり・続柄の記載あり。
マイナンバーの記載がないもの。

※有効期限は3か月です。

③ 収入に関する書類

（１）給与明細書：直近2か月分
（２）源泉徴収票：過去2年分
（３）生活保護受給者：生活保護受給証明書（市町村役場で受け取れます）

④ 預貯金通帳の写し

持っている口座すべてが対象です（長年使っていない口座も含みます）。
申立ての2年前ごろから、申立ての2週間前ごろまでの取引が分かるようにしてください。

※「一括」などと記載された一括記帳の部分は、銀行の窓口で取引明細書を発行してもらってください。

⑤ 家計表・領収証

（１）家計表：2カ月分（書式及び記載例をお渡しします）
（２）水道光熱費などの領収証：家計表の金額を裏付ける資料
（３）賃貸借契約書：賃貸物件にお住まいの場合のみ

⑥ 保険に関する書類

（１）保険証券：加入しているものはすべて
（２）解約返戻金の見込額が分かる資料：各保険会社に請求してください（発行に時間がかかることがあります）

※契約から3年未満の場合、（２）は不要です。

碧凪法律事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-6-1 21東和ビル701
TEL 03-6272-4073　FAX 03-6272-4074

⑦　自動車に関する書類（お持ちの場合）

（１）車検証または登録事項証明書

（２）自動車査定書：次のいずれかに当たる場合

〇初度登録から5年以内 〇ハイブリッド車 〇電気自動車 〇外国製自動車 〇排気量2500cc以上

（３）ローン残額が分かる書類：ローンが残っている場合

⑧　退職金に関する書類

（１）退職金見込額証明書：会社に退職金制度がある場合

（２）退職金制度がない場合：「退職金がないことの証明書」または就業規則の写し

その他、下記の書類を弁護士が作成します。

適宜、ヒアリングしながら作成しますのでご協力お願いいたします。

（１）破産手続開始・免責許可申立書
破産と免責（借金の帳消し）を裁判所に求める基本の書類

（２）陳述書（破産に至った事情）
借入を開始したきっかけ、使い道、返済不能に陥った経緯を時系列で記載

（３）財産目録
不動産、預貯金、車、保険、退職金などの所有財産を一覧にしたもの

（４）債権者一覧表
どこから・いくら借入があるか（金融機関、知人、税金など）の一覧

このほか、裁判所から提出を求められる資料がある場合は、その際もご協力をお願いいたします。

碧凪法律事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-6-1 21東和ビル701
TEL 03-6272-4073　FAX 03-6272-4074